

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロジクロフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年1月25日付け厚生労働省発食安0125第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピロジクロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.013mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年4月19日府食第404号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロスルホカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロスルホカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第492号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンチオピラド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンチオピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.081mg/kg/体/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第493号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たったの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年5月10日府食第490号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、4月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミルベメクチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第19号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミルベメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月10日府食第494号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロマフェノジド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	クロマフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.27mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月24日府食第522号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロメシフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月25日付け厚生労働省発食安1115第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	スピロメシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年5月24日府食第523号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトフメセート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安0305009号、平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフメセートの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月31日府食第546号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリメタニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年4月30日付け厚生労働省発食安0430第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリメタニルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月7日府食第565号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再々審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンピラザミン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンピラザミンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月7日府食第566号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミスルブロム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アミスルブロムの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月21日府食第606号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サルフエナシル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	サルフエナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第609号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月11日～2月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

サルフエナシル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
小麦	○ 0.03	
大麦	○ 0.03	
ライ麦	○ 0.03	
とうもろこし	○ 0.03	
そば	○ 0.03	
その他の穀類 ²	○ 0.03	
大豆	○ 0.1	
小豆類 ⁶	○ 0.3	
えんどう	○ 0.3	

サルフエナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類 ¹⁴	○ 0.3	
未成熟えんどう	○ 0.03	
未成熟いんげん	○ 0.03	
えだまめ	○ 0.03	
なつみかんの果実全体	○ 0.03	
レモン	○ 0.03	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.03	
グレープフルーツ	○ 0.03	
ライム	○ 0.03	
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.03	
りんご	○ 0.03	
日本なし	○ 0.03	
西洋なし	○ 0.03	
マルメロ	○ 0.03	
ネクタリン	○ 0.03	
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.03	
ずもも(プルーンを含む。)	○ 0.03	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.03	
ぶどう	○ 0.03	
バナナ	○ 0.03	
マンゴー	○ 0.03	
ひまわりの種子	○ 1	
綿実	○ 0.2	
くり	○ 0.03	
ペカン	○ 0.03	
アーモンド	○ 0.03	
くるみ	○ 0.03	
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.03	
コーヒー豆	○ 0.03	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.8	
豚の肝臓	○ 0.8	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.8	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ²¹	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	

サルフエナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	

○:平成25年3月12日施行

●:平成25年9月12日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第610号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピネトラムの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年6月22日府食第611号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、4月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフロキン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年6月25日付け厚生労働省発食安0625第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	テブフロキンの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年8月6日府食第716号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月5日～10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.6	幼小児（1～6歳）	8.1	妊婦	3.4	高齢者（65歳以上）	4.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.6										
幼小児（1～6歳）	8.1										
妊婦	3.4										
高齢者（65歳以上）	4.6										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

テブフロキン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	
魚介類	○ 0.09	

○ : 平成25年3月12日施行

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンディメタリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ベンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。（平成24年8月6日府食第717号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年11月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年8月6日府食第719号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、4月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エタボキサム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月20日付け厚生労働省発食安1120第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エタボキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年9月24日府食第839号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（新規登録）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シプロジニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シプロジニルの一日摂取許容量（ADI）を0.027mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年9月24日府食第840号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、4月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月20日付け23消安第5200号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ホスメットの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年5月10日府食第491号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	残留基準見直しに必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに農業資材審議会にて審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たったの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年8月6日府食第718号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月1日 農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において審議。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントエート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年6月8日付け厚生労働省発食安0608006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントエートの一日摂取許容量（ADI）を0.0029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年10月6日府食第796号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年11月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、部会審議予定（11月部会）。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	サフルフェナシル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	サフルフェナシルの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年11月10日府食第869号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.2</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	12.4	幼小児（1～6歳）	25.7	妊婦	12.1	高齢者（65歳以上）	12.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	12.4										
幼小児（1～6歳）	25.7										
妊婦	12.1										
高齢者（65歳以上）	12.2										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

サルフエナシル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.03	
大麦	○ 0.03	
ライ麦	○ 0.03	
とうもろこし	○ 0.03	
そば	○ 0.03	
その他の穀類 ²	○ 0.03	
大豆	○ 0.1	
小豆類 ³	○ 0.3	
えんどう	○ 0.3	

サルフェナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類 ¹⁴	○ 0.3	
未成熟えんどう	○ 0.03	
未成熟いんげん	○ 0.03	
えだまめ	○ 0.03	
なつみかんの果実全体	○ 0.03	
レモン	○ 0.03	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.03	
グレープフルーツ	○ 0.03	
ライム	○ 0.03	
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.03	
りんご	○ 0.03	
日本なし	○ 0.03	
西洋なし	○ 0.03	
マルメロ	○ 0.03	
ネクタリン	○ 0.03	
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.03	
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 0.03	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.03	
ぶどう	○ 0.03	
バナナ	○ 0.03	
マンゴー	○ 0.03	
ひまわりの種子	○ 1	
綿実	○ 0.2	
くり	○ 0.03	
ペカン	○ 0.03	
アーモンド	○ 0.03	
くるみ	○ 0.03	
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.03	
コーヒー豆	○ 0.03	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.8	
豚の肝臓	○ 0.8	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.8	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分 ²¹	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	

サルフェナシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	

○:平成25年3月12日施行
●:平成25年9月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フラメトピル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安0120007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>フラメトピルの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年11月17日府食第912号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	<p>平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>とされている。</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	30.1	幼小児（1～6歳）	52.6	妊婦	23.0	高齢者（65歳以上）	30.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	30.1										
幼小児（1～6歳）	52.6										
妊婦	23.0										
高齢者（65歳以上）	30.1										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

フラメトビル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.5	1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類 ³	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁴	●	0.1
ほれいしょ	●	0.1
さといも類(やっがしちを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも(長いもをいう。)	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁵	●	0.1
てんさい	○ 0.2	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
ユンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びらっしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹⁰	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ(りーきを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.1

フラネビル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.1
きゅうり(ゴーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
ずいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ²¹	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ²³	●	0.1
その他の野菜 ¹²	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
アユム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ²	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1

フラムビル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
すもも(ブルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
ペトばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ⁶	●	0.1
さんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ⁷	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ⁸	●	0.1
その他のハーブ ⁹	●	0.1
魚介類	○	0.2

○:平成25年2月1日施行
 ●:平成25年8月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメタメトリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安1030002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジメタメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.0094mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年12月22日府食第1005号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	5.6	幼小児（1～6歳）	9.1	妊婦	4.9	高齢者（65歳以上）	5.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	5.6										
幼小児（1～6歳）	9.1										
妊婦	4.9										
高齢者（65歳以上）	5.5										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

ジメタトリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.2	

○:平成25年2月1日施行

●:平成25年8月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルラリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号、平成21年3月24日付け厚生労働省発食安0324004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第78号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルチアニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第11号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルチアニルの一日摂取許容量（ADI）を2.4mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第79号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

フルチアニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	○ 0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	
ずいか	○ 0.05	
メロン(蜜果実)	○ 0.05	
いちご	○ 0.5	

○:平成25年2月1日施行

●:平成25年8月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタゾスルフロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタゾスルフロンの一日摂取許容量（ADI）を0.027mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月26日府食第80号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.1	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.6										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続23下)

メタノスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	

○:平成25年2月1日施行
●:平成25年8月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アバメクチン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤、寄生虫駆除剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安0409004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アバメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暫定基準値が定められた品目を含めた暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年2月9日府食第132号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>60.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.4</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	28.8	幼小児（1～6歳）	60.5	妊婦	28.5	高齢者（65歳以上）	29.4
	EDI/ADI (%)										
国民平均	28.8										
幼小児（1～6歳）	60.5										
妊婦	28.5										
高齢者（65歳以上）	29.4										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

アバメクテン(殺虫剤/寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.01
小麦	○	0.01
大麦	○	0.01
ライ麦	○	0.01
とうもろこし	○	0.01
そば	○	0.01
その他の穀類 ²	○	0.01
大豆	○	0.01
小豆類 ³	○	0.01
えんどう	○	0.01
そら豆	○	0.01
らっかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁴	○	0.01
ばれいしょ	○ 0.01	0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.01	0.01
かんしょ	○ 0.01	0.01
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.01	0.01
こんにやくいも	○	0.01
その他のいも類 ⁵	○ 0.01	0.01
てんさい	○	0.01
さとうきび	○	0.008
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○	0.01

アバメクチン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かぶ類の根	○	0.01
かぶ類の葉	○	0.01
西洋わさび	○	0.01
クレソン	●	0.1
はくさい	○	0.01
キャベツ	○	0.01
芽キャベツ	○	0.01
ケール	○	0.01
こまつな	○	0.01
きょうな	○	0.01
チンゲンサイ	○	0.01
カリフラワー	○	0.01
ブロッコリー	○	0.01
その他のあぶらな科野菜 ¹⁵	●	0.1
ごぼう	○	0.01
サルシフィー	○	0.01
アーティチョーク	○	0.01
チコリ	●	0.06
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.06
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.05	0.05
その他のさく科野菜 ¹	●	0.06
たまねぎ	○	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.1	0.01
にんにく	○	0.01
にら	●	0.02
アスパラガス	○	0.01
わけぎ	○	0.01
その他のゆり科野菜 ¹¹	●	0.02
にんじん	○	0.01
パースニップ	○	0.01
パセリ	●	0.06
セロリ	●	0.05
みつば	○	0.01
その他のせり科野菜 ¹²	● 0.05	0.06
トマト	○ 0.02	0.02
ピーマン	○ 0.5	0.02
なす	○ 0.2	0.02
その他のなす科野菜 ⁴	○ 0.2	0.03
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.01	0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.01	0.01
しろうり	○	0.008
すいか	○ 0.05	0.01
メロン類果実	○ 0.05	0.01

アバメクテン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パイナップル	○	0.01
グアバ	○	0.01
マンゴー	○	0.01
パッションフルーツ	○	0.01
なつめやし	○	0.01
その他の果実 ¹¹	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.01	0.01
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ¹³	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	● 0.01	0.02
ペカン	● 0.01	0.02
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹²	● 0.01	0.02
茶	○ 1	0.02
コーヒー豆	○	0.008
カカオ豆	○	0.008
ホップ	○ 0.2	0.1
その他のスパイス ⁴	●	0.1
その他のハーブ ⁵	● 0.03	0.1
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.04
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.06	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分 ²¹	○ 0.06	0.04
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.02	0.005
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01

アバメクテン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他の家さんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家さんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家さんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家さんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	○	0.01
その他の家さんの卵	○	0.01
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.005
魚介類(その他の魚類 ²⁴ に限る。)	○	0.005
魚介類(貝類に限る。)	○	0.005
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.005
その他の魚介類 ²⁵	○	0.005
はちみつ	○	0.005
とうがらし(乾燥させたもの)	○	0.2

○:平成25年3月12日施行

●:平成25年9月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第6号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月9日府食第130号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	25.5	幼小児（1～6歳）	52.6	妊婦	22.8	高齢者（65歳以上）	28.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	25.5										
幼小児（1～6歳）	52.6										
妊婦	22.8										
高齢者（65歳以上）	28.8										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.2
こんにゃくいも	○ 0.1	
ごぼう	○ 0.3	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.1	0.1
トマト	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 0.1	
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 1	1
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 0.2	0.2
かき	○ 0.2	0.2
茶	○ 10	10
その他のスパイス ⁴	○ 0.3	0.3
魚介類	○ 0.02	0.02

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シラフルオフェン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第7号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シラフルオフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月9日府食第131号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">24.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">62.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">25.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">26.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	24.8	幼小児（1～6歳）	62.0	妊婦	25.4	高齢者（65歳以上）	26.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	24.8											
幼小児（1～6歳）	62.0											
妊婦	25.4											
高齢者（65歳以上）	26.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	<input type="radio"/> (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	<input type="radio"/> (畜産物基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

シラフルオフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	<input type="radio"/> 0.3	0.3
大豆	<input type="radio"/> 0.1	0.1
かんしょ	<input type="radio"/> 0.1	0.1
えだまめ	<input type="radio"/> 2	2

シラフルオフェン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の野菜 ²	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 3	3
レモン	○ 3	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 3	3
グレープフルーツ	○ 3	3
ライム	○ 3	3
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 3	3
りんご	○ 3	3
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もち	○ 0.1	0.1
かき	○ 2	2
茶	○ 80	35
その他のスパイス ⁴	○ 10	10
牛の筋肉	○ 1	
豚の筋肉	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹² の筋肉	○ 1	
牛の脂肪	○ 10	
豚の脂肪	○ 10	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 10	
牛の肝臓	○ 2	
豚の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	
牛の腎臓	○ 1	
豚の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	
牛の食用部分 ²¹	○ 2	
豚の食用部分	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	
乳	○ 2	
鶏の筋肉	○ 0.1	
その他の家さん ²² の筋肉	○ 0.1	
鶏の脂肪	○ 1	
その他の家さんの脂肪	○ 1	
鶏の肝臓	○ 0.5	
その他の家さんの肝臓	○ 0.5	
鶏の腎臓	○ 0.1	
その他の家さんの腎臓	○ 0.1	
鶏の食用部分	○ 0.5	
その他の家さんの食用部分	○ 0.5	
鶏の卵	○ 1	
その他の家さんの卵	○ 1	
魚介類	○ 0.4	0.4

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラフルフェンエチル											
評価品目の分類	農薬											
用途	除草剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第8号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第165号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	0.3	幼小児（1～6歳）	0.5	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	0.3											
幼小児（1～6歳）	0.5											
妊婦	0.2											
高齢者（65歳以上）	0.3											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

ピラフルフェンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.02	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ²	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.02	0.02

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
はくさい	○ 0.02	0.02
キャベツ	○ 0.02	0.02
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.05	
えだまめ	○ 0.05	0.05
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 0.02	0.02
レモン	○ 0.02	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.02	0.02
グレープフルーツ	○ 0.02	0.02
ライム	○ 0.02	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.02	0.02
りんご	○ 0.02	0.02
日本なし	○ 0.02	0.02
西洋なし	○ 0.02	0.02
マルメロ	○ 0.02	0.02
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 0.02	0.02
あんず(アブリコットを含む。)	○ 0.02	0.02
すもも(ブルーインを含む。)	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.02	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.02	0.02
ラズベリー	○ 0.02	0.02
ブラックベリー	○ 0.02	0.02
ブルーベリー	○ 0.02	0.02
クランベリー	○ 0.02	0.02
ハuckleベリー	○ 0.02	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁰	○ 0.02	0.02
ぶどう	○ 0.02	0.02
かき	○ 0.02	0.02
バナナ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 0.02	0.02
アボカド	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 0.02	0.02
マンゴー	○ 0.02	0.02
パッションフルーツ	○ 0.02	0.02
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実 ¹¹	○ 0.02	0.02
綿実	○ 0.05	0.05
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.02	0.02
茶	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 0.05	
その他のスパイス ⁴	○ 0.05	0.05

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタフルミゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第166号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月20日～12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年3月22日付け厚生労働省発食安0322第11号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	レピメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月16日府食第167号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	7.4	幼小児（1～6歳）	14.1	妊婦	6.1	高齢者（65歳以上）	7.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	7.4										
幼小児（1～6歳）	14.1										
妊婦	6.1										
高齢者（65歳以上）	7.8										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

レピメクチン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	
かんしょ	○ 0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.3	0.3
はくさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.05	0.05
ケール	○ 1	
こまつな	○ 1	
きょうな	○ 0.3	
チンゲンサイ	○ 1	
カリフラワー	○ 0.2	
ブロッコリー	○ 0.05	0.05
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 1	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	0.01
トマト	○ 0.3	0.3
ピーマン	○ 0.1	
なす	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.01	
ほうれんそう	○ 2	
えだまめ	○ 0.1	
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.1	0.1
レモン	○ 0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	○ 0.1	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 0.1	0.1
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.01	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 0.3	0.3
茶	○ 0.3	0.3
その他のスパイス ⁴	○ 0.3	0.3
その他のハーブ ⁵	○ 1	
魚介類	○ 0.02	

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第193号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	5.4	幼小児（1～6歳）	9.3	妊婦	5.0	高齢者（65歳以上）	5.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	5.4										
幼小児（1～6歳）	9.3										
妊婦	5.0										
高齢者（65歳以上）	5.0										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

エスプロカルブ(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.02	0.02
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	
魚介類	○ 0.2	0.2

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第194号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年2月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	フェリムゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年2月23日府食第195号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アザフェニジン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アリドクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イサゾホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、線虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチオフェンカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトリムホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレソキシムメチル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレソキシムメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.36mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成24年3月1日府食第226号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第224号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）の収集に時間をようしていたが、入手できたため速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料について関係機関からのデータ入手に時間を要していたため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロープロップ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤、成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェンソン
評価品目の分類	農薬
用途	ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シノスルフロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメピペレート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアメトキサム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年6月8日付け厚生労働省発食安0608第12号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	チアメトキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第225号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について）。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	34.2	幼小児（1～6歳）	59.4	妊婦	26.8	高齢者（65歳以上）	37.0
	EDI/ADI (%)										
国民平均	34.2										
幼小児（1～6歳）	59.4										
妊婦	26.8										
高齢者（65歳以上）	37.0										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

チアトキサム(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.3
小麦	○ 0.05	0.02
大麦	○ 0.4	0.3
とろろこし	○ 0.05	0.02
その他の穀類 ²	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.04	0.02
小豆類 ³	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.04	0.02
そら豆	○ 0.04	0.02
らっかいせい	○ 0.02	
その他の豆類 ⁴	○ 0.04	0.02
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.3	0.3
かんしょ	○ 0.3	0.03
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.3	
こんにやくいも	○ 0.3	0.1
その他のいも類 ⁵	○ 0.3	
てんさい	○ 0.3	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁶ の根	○ 0.3	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁶ の葉	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.5	0.02
かぶ類の葉	○ 10	
西洋わさび	○ 0.3	0.02
クレソン	○ 3	3
はくさい	○ 3	2
キャベツ	○ 5	2
芽キャベツ	○ 5	2
ケール	○ 3	3
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 3	3
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 5	2

チアトキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	○ 5	2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁵	○ 5	5
ごぼう	○ 0.3	0.02
サルシフィー	○ 0.3	0.02
アーティチョーク	○ 0.5	0.45
チコリ	○ 3	3
エンダイブ	○ 3	3
しゅんぎく	○ 3	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	3
その他のさく科野菜 ¹	○ 3	3
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にら	○ 2	2
アスパラガス	○ 0.1	0.02
わけぎ	○ 10	10
にんじん	○ 0.3	0.02
パースニップ	○ 0.3	0.02
パセリ	○ 3	3
セロリ	○ 1	0.7
その他のせり科野菜 ¹⁸	○ 3	3
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.5
その他のなす科野菜 ⁸	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.2
しろり	○ 0.5	0.2
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわり	○ 0.2	0.2
その他のうり科野菜 ³	○ 3	0.5
ほうれんそう	○ 10	10
オクラ	○ 0.7	0.7
未成熟えんどう	○ 0.3	0.02
未成熟いんげん	○ 0.3	0.3
えだまめ	○ 0.3	0.3
マッシュルーム	○ 0.7	
しいたけ	○ 0.7	
その他のきのこ類 ¹⁹	○ 0.7	
その他の野菜 ³	○ 3	3
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1

チアオキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 1	1
りんご	○ 0.3	0.3
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.3	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(ブルーインを含む。)	○ 1	0.5
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 2	2
ラズベリー	○ 0.5	0.35
ブラックベリー	○ 0.5	0.35
ブルーベリー	○ 0.5	0.2
クラベリー	○ 0.5	0.02
ハックルベリー	○ 0.5	0.2
その他のベリー類果実 ²⁰	○ 0.5	0.35
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 1	1
バナナ	○ 0.7	0.7
パパイア	○ 0.01	
パイナップル	○ 0.01	
グアバ	○ 0.2	0.2
マンゴー	○ 0.2	0.2
その他の果実 ¹¹	○ 2	2
ひまわりの種子	○ 0.02	
ごまの種子	○ 0.02	
べにばなの種子	○ 0.02	
綿実	○ 0.1	0.1
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ²³	○ 0.02	
ペカン	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.02	
茶	○ 20	15
コーヒー豆	○ 0.2	0.05
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.02	
ホップ	○ 0.1	0.1
その他のスパイス ⁴	○ 5	5
その他のハーブ ⁵	○ 5	5

チアチキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.02	0.01
牛の脂肪	○ 0.02	0.01
豚の脂肪	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分 ²¹	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.05	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 7	

○:平成26年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフロキン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年6月18日付け厚生労働省発食安0618第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	テブフロキンの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第227号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月5日～10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.6	幼小児（1～6歳）	8.1	妊婦	3.4	高齢者（65歳以上）	4.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.6										
幼小児（1～6歳）	8.1										
妊婦	3.4										
高齢者（65歳以上）	4.6										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

テブプロキン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.5	
魚介類	○ 0.09	

○: 平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テレフタル酸銅
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクラミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナプロアニリド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハルフェンプロックス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤、ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビキサフェン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第6号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ビキサフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月1日府食第228号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">26.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">12.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">12.4</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.9	幼小児（1～6歳）	26.3	妊婦	12.9	高齢者（65歳以上）	12.4
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.9											
幼小児（1～6歳）	26.3											
妊婦	12.9											
高齢者（65歳以上）	12.4											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

ピキサフェン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.05	
大麦	○ 0.5	
ライ麦	○ 0.05	
その他の穀類 ²	○ 0.5	
牛の筋肉	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.2	
牛の脂肪	○ 0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	
牛の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	
牛の腎臓	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	
乳	○ 0.04	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分 ²¹	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペロホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフェノックス
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトリアホール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年4月16日付け厚生労働省発食安0416第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルトリアホールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年3月1日府食第229号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>70.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.3</td> </tr> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	29.4	幼小児（1～6歳）	70.6	妊婦	26.7	高齢者（65歳以上）	25.3
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	29.4										
幼小児（1～6歳）	70.6										
妊婦	26.7										
高齢者（65歳以上）	25.3										
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準あり)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

フルトリアホール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	○ 0.5	0.02
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	○ 0.4	0.1
らっかせい	○ 0.2	

フルトリアホール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 0.3	
ピーマン	○ 1	
その他の野菜 ²	○	0.01
りんご	○ 0.3	
日本なし	○ 0.3	
西洋なし	○ 0.3	
マルメロ	○ 0.3	
びわ	○ 0.3	
ぶどう	○ 1	
バナナ	○ 0.3	
なたね	○ 0.2	0.02
コーヒー豆	○ 0.2	
その他のスパイス ⁴	○	0.01
その他のハーブ ⁵	○	0.01
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.5	0.5
豚の肝臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.5
牛の腎臓	○ 0.5	0.5
豚の腎臓	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.5
牛の食用部分 ²¹	○ 0.5	0.5
豚の食用部分	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.5
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家さん ²² の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家さんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家さんの卵	○ 0.05	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 10	

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブロモクロロメタン
評価品目の分類	農薬
用途	燻蒸殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサフルムロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成24年3月1日府食第219号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,6-ジフルオロ安息香酸
評価品目の分類	農薬
用途	ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤用の共力剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	XMC
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成24年3月1日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年5月10日～平成24年6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月4日付け厚生労働省発食安1004第1号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月15日府食第276号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	38.9	幼小児（1～6歳）	74.8	妊婦	30.0	高齢者（65歳以上）	40.5
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	38.9											
幼小児（1～6歳）	74.8											
妊婦	30.0											
高齢者（65歳以上）	40.5											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

アゾキシストロピン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
菜(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.3	0.3
大麦	○ 0.5	0.5
ライ麦	○ 0.3	0.3
とうもろこし	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.5	0.5
大豆	○ 0.5	0.5
小豆類 ³	○ 0.5	0.5
えんどう	○ 0.5	0.5
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.2	0.2
その他の豆類 ⁴	○ 0.5	0.5

アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 1	1
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 1	1
かんしょ	○ 1	1
やまいも(長いもをいう。)	○ 1	1
こんにやくいも	○ 1	1
その他のいも類 ¹⁵	○ 1	1
てんさい	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 1	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 50	50.0
かぶ類の根	○ 1	1
かぶ類の葉	○ 15	15
西洋わさび	○ 1	1
クレソン	○ 70	3.0
はくさい	○ 3	3.0
キャベツ	○ 5	5
芽キャベツ	○ 5	5
ケール	○ 40	40
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 40	40
チンゲンサイ	○ 40	40
カリフラワー	○ 5	5
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 ¹⁶	○ 40	40
ごぼう	○ 1	1
サルシフィー	○ 1	1
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30.0
しゅんぎく	○ 30	30.0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 30	30.0
その他のさく科野菜 ¹⁷	○ 70	50
たまねぎ	○ 10	1.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 10	10
にんにく	○ 10	0.1
にら	○ 70	5
アスパラガス	○ 2	2
わけぎ	○ 10	10
その他のゆり科野菜 ¹⁷	○ 50	50
にんじん	○ 1	1
パースニップ	○ 1	1
パセリ	○ 70	30.0
セロリ	○ 30	30.0
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜 ¹⁸	○ 70	50

アゾキシストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 ²	○ 30	30
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 1	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	1
その他のうり科野菜 ²	○ 1	1
ほうれんそう	○ 30	30.0
オクラ	○ 3	3
しょうが	○ 0.3	0.3
未成熟えんどう	○ 3	3
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
しいたけ	○ 3	
その他のきのこ類 ¹⁹	○ 3	
その他の野菜 ³	○ 70	50
みかん	○ 1	1.0
なつみかんの果実全体	○ 10	2
レモン	○ 10	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	2
グレープフルーツ	○ 10	2
ライム	○ 10	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 10	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 3	3
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 10	10
ラズベリー	○ 5	5.0
ブラックベリー	○ 5	5.0
ブルーベリー	○ 5	5
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハuckleベリー	○ 5	5
その他のベリー類果実 ²⁰	○ 5	5.0

アゾキシストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	1
バナナ	○ 3	3
パパイヤ	○ 2	2.0
アボカド	○ 1	1
グアバ	○ 0.3	0.3
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
その他の果実 ¹¹	○ 3	3
ひまわりの種子	○ 0.5	
ペにばなの種子	○ 0.5	0.5
綿実	○ 0.7	0.7
なたね	○ 1	1
ぎんなん	○ 0.01	0.01
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹²	○ 1	1
茶	○ 10	10
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
ホップ	○ 30	30
その他のスパイス ⁴	○ 70	30
その他のハーブ ⁵	○ 70	70
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.05	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.07	0.07
豚の肝臓	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.07	0.07
牛の腎臓	○ 0.07	0.07
豚の腎臓	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.07	0.07
牛の食用部分 ²¹	○ 0.07	0.07
豚の食用部分	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.07	0.07
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01

アゾキシストロピン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家さんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家さんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家さんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.08	0.08
とうもろこし油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	○ 0.1	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 30	
乾燥ハーブ	○ 300	

○：平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセキノシル											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第10号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	アセキノシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第313号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">19.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">40.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">18.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">23.6</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	19.4	幼小児（1～6歳）	40.0	妊婦	18.8	高齢者（65歳以上）	23.6
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	19.4											
幼小児（1～6歳）	40.0											
妊婦	18.8											
高齢者（65歳以上）	23.6											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

アセキノシル(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類 ⁵	○ 0.5	0.5
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.2
その他のさく科野菜 ⁷	○ 15	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ⁸	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろり	○ 0.7	0.7
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ⁹	○ 0.7	0.7
その他の野菜 ³	○ 1	1
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 1	1
りんご	○ 0.7	0.7
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1

アセキノシル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	○ 0.4	0.4
びわ	○ 0.4	0.4
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 0.5	0.5
パパイア	○ 1	1
マンゴー	○ 0.5	0.5
その他の果実 ¹¹	○ 2	2
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹²	○ 0.02	0.02
茶	○ 40	40
ホップ	○ 15	
その他のスパイス ⁴	○ 5	5
その他のハーブ ⁵	○ 10	10
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年9月21日付け厚生労働省発食安0921第1号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第312号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年9月5日～平成24年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	13.8	幼小児（1～6歳）	29.1	妊婦	12.6	高齢者（65歳以上）	16.6
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	13.8											
幼小児（1～6歳）	29.1											
妊婦	12.6											
高齢者（65歳以上）	16.6											
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 下)

シエノピラフェン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のまく科野菜 ⁷	○ 10	10
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜 ⁸	○ 5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(ブルーインを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.7	
その他の果実 ¹¹	○ 2	
茶	○ 60	60
その他のスパイス ⁹	○ 15	15
その他のハーブ ⁵	○ 30	

○:平成25年3月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルメトフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第16号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シフルメトフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.092mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第314号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年10月6日付け厚生労働省発食安1006第18号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月29日府食第315号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルホシネート
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年1月14日付け22消安第7912号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グルホシネートの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年3月8日府食第254号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年12月11日 農業資材審議会において審議、答申。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、米国は、各種毒性試験で認められた血漿ChE 活性低下等から、各種毒性試験における無毒性量の最小値を0.03 mg/kg 体重/日とし、不確実係数100で除した0.0003 mg/kg体重/日を慢性参照用量（cRfD）と設定している。</p> <p>また、1982年にFAO/WHO合同残留農薬専門委員会（JMPR）は、各種毒性試験成績から、脳ChE 活性阻害に対する無毒性量を1mg/kg体重/日、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量を0.1 mg/kg体重/日としている。その上で、脳ChE活性阻害に対する無毒性量1 mg/kg体重/日については、ラット、マウス及びイヌにおける試験成績を安全係数100で除し、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量0.1mg/kg体重/日については、ヒト試験成績を優先し、ヒト志願者における試験成績を安全係数10で除してADIを0.01 mg/kg体重/日と設定している。</p> <p>しかし、本調査会は、血漿ChE活性阻害については、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響と考えず、また、評価書「II. 安全性に係る試験の概要 14. その他の試験（2）ヒト志願者における投与試験<参考データ>」のとおり、ヒト志願者における投与試験成績を採用しないとの合意を得た上で、従来日本では有機リン剤のADI 設定の際に赤血球ChE 活性阻害がエンドポイントとして採用されていたという経緯との整合性をかんがみて、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球ChE活性阻害に対する無毒性量でもある0.1 mg/kg 体重/日をADI 設定根拠とし、安全係数を100 としたものである。</p> <p>（平成23年6月2日府食第443号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>評価結果がそれまで設定されていたADI の値（JMPR 値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI 占有率が80%を超えたことから基準値全体の見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会でこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。</p> <p>協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	

	(施策の概要)
	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>○参考：急性参照用量（ARfD）※</p> <p>アセタミプリドの急性的な毒性影響について、諸外国の手法を参考に、急性的な毒性影響の指標を参考情報として示すこととした。</p> <p>アセタミプリドの単回投与試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットの急性神経毒性試験で得られた10 mg/kg 体重であったことから、これを安全係数100で除した0.1mg/kg 体重/日を急性参照用量（ARfD）とすることが妥当と考えられた。</p> <p>一度に摂取するアセタミプリドの量がこれを下回る場合、急性的な毒性影響は生じないと考えられた。</p> <p>※：ヒトの24 時間又はそれより短時間の経口摂取により健康に悪影響を示さないと推定される量 (平成23年6月9日府食第469号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月16日府食第496号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年6月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告。 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	18.0	幼小児（1～6歳）	31.1	妊婦	14.1	高齢者（65歳以上）	19.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	18.0										
幼小児（1～6歳）	31.1										
妊婦	14.1										
高齢者（65歳以上）	19.9										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

クロラントクニリプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.02	
大麦	○ 0.02	
ライ麦	○ 0.02	
とうもろこし	○ 0.6	
そば	○ 0.02	
その他の穀類 ²	○ 0.02	
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類 ³	○ 2	
まんじょう	○ 2	
そら豆	○ 2	
らっかせい	○ 2	
その他の豆類 ⁴	○ 2	
ばれいしょ	○ 0.02	0.01

クロロトラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
さといも類(芋つがしらを含む。)	○ 0.02	
かんしょ	○ 0.02	
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	
こんにゃくいも	○ 0.02	
その他のいも類 ²	○ 0.02	
てんさい	○ 0.02	
さとうきび	○ 14	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 20	
かぶ類の根	○ 0.2	
かぶ類の葉	○ 20	
西洋おさび	○ 0.02	
クレソン	○ 20	13
はくさい	○ 20	4.0
キャベツ	○ 4	4.0
芽キャベツ	○ 4	4.0
ケール	○ 20	11
こまつな	○ 20	11
きょうな	○ 20	11
チンゲンサイ	○ 11	11
カリフラワー	○ 4	4.0
ブロッコリー	○ 4	4.0
その他のあぶらな科野菜 ³	○ 20	11
ごぼう	○ 0.02	
サルシフィー	○ 0.02	
アーティチョーク	○ 4	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 20	13
しゅんぎく	○ 20	13
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	13
その他のきく科野菜 ⁷	○ 20	13
ねぎ(りーきを含む。)	○ 2	2
アスパラガス	○ 13	
にんじん	○ 0.02	
パースニップ	○ 0.02	
パセリ	○ 13	13
セロリ	○ 13	13
その他のせり科野菜 ⁹	○ 13	13
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 1	0.7
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜 ¹⁰	○ 20	0.7
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.25
しろうり	○ 0.3	0.25
すいか	● 0.1	0.25
メロン類果実	● 0.1	0.25
まくわうり	● 0.1	0.25
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 20	0.25

クロロントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ほうれんそう	○ 20	13
オクラ	○ 0.6	
えだまめ	○ 1	1
マッシュルーム	○ 0.6	
しいたけ	○ 0.6	
その他のきのこ類 ¹²⁾	○ 0.6	
その他の野菜 ¹³⁾	○ 20	13
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実 ¹⁴⁾	○ 1	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	0.5
西洋なし	○ 1	0.5
マルメロ	○ 1	0.3
びわ	○ 0.3	0.3
もも	● 0.4	1.0
ネクタリン	○ 4	1.0
あんず(アプリコットを含む。)	○ 4	1.0
すもも(プルーンを含む。)	○ 4	1.0
うめ	○ 1	
おとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	0.7
その他のベリー類果実 ¹⁵⁾	○ 3	
ぶどう	○ 2	1.2
かき	○ 4	
バナナ	○ 4	
パパイヤ	○ 2	
アボカド	○ 4	
パイナップル	○ 2	
グアバ	○ 4	
マンゴー	○ 4	
パッションフルーツ	○ 2	
その他の果実 ¹⁶⁾	○ 4	
ごまの種子	○ 0.3	
落実	○ 0.3	0.3
なたね	○ 0.3	
その他のオイルシード ¹⁷⁾	○ 0.3	
くり	○ 0.04	
ペカン	○ 0.04	
アーモンド	○ 0.04	
くるみ	○ 0.04	
その他のナッツ類 ¹⁸⁾	○ 0.04	
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.4	
カカオ豆(外皮を含まない。)	○ 0.08	
ホップ	○ 90	

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス ¹⁹	○ 14	
その他のハーブ ²⁰	○ 25	
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²¹ の筋肉	○ 0.05	0.01
牛の脂肪	○ 0.3	0.01
豚の脂肪	○ 0.3	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.01
牛の肝臓	○ 0.3	0.01
豚の肝臓	○ 0.3	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.01
牛の腎臓	○ 0.2	0.01
豚の腎臓	○ 0.2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.01
牛の食用部分 ²²	○ 0.2	0.01
豚の食用部分	○ 0.2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.01
乳	○ 0.05	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家禽 ²³ の筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家禽の脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家禽の肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家禽の腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家禽の食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.2	
その他の家禽の卵	○ 0.2	
魚介類	○ 0.05	0.05
とうもろこし(乾燥させたもの)	○ 5	

○：平成24年12月28日施行
●：平成26年6月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	MCPA
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第79号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	MCPAの一日摂取許容量（ADI）を0.0019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月16日府食第498号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 23上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシリニック酸										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤（抗菌剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年6月30日府食第543号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>41.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	29.8	幼小児（1～6歳）	41.5	妊婦	23.6	高齢者（65歳以上）	31.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	29.8										
幼小児（1～6歳）	41.5										
妊婦	23.6										
高齢者（65歳以上）	31.4										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

オキシリニック酸(殺菌剤/細菌性疾病に対する予防及び治療)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
麦(玄米をいう。)	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
こんにゃくいも	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.2	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	2
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 0.2	0.2
その他のあぶらな科野菜 ²	○ 5	2
エンダイブ	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びびちしゃを含む。)	○ 5	0.7
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	2
にんにく	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.7	0.7
その他のゆり科野菜 ³	○ 0.3	0.3
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 3	2

オキザリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
セロリ	○ 1	1
日本なし	○ 0.3	0.3
西洋なし	○ 0.3	0.3
もも	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 1	
あんず(アブリコットを含む。)	○ 20	
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 0.7	
うめ	○ 20	20
その他のハーブ ²⁾	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ²⁾	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.1	0.1
鶏の肝臓	○ 0.04	0.04
鶏の腎臓	○ 0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.06	0.06
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.06	0.06
魚介類(その他の魚類 ²⁾ に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.03	0.03

○：平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダベン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺ダニ・殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第81号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピリダベンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年6月30日府食第542号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議。 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>72.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	29.3	幼小児（1～6歳）	72.6	妊婦	24.8	高齢者（65歳以上）	26.6
	EDI/ADI (%)										
国民平均	29.3										
幼小児（1～6歳）	72.6										
妊婦	24.8										
高齢者（65歳以上）	26.6										

施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準値あり)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ピリダベン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	●	0.1
小豆類 ⁶	● 0.05	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ¹⁴	●	0.1
ばれいしょ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.1	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
しゆんぎく	●	3.0
その他のきく科野菜 ⁷	○ 2	2.0
ねぎ(リーキを含む。)	●	1.0
にんにく	●	1.0
にら	●	2.0
わけぎ	●	1.0
その他のゆり科野菜 ¹¹	●	2.0
セロリ	●	3.0
みつば	●	3.0
その他のせり科野菜 ¹⁵	●	2.0
トマト	○ 5	1.0
ピーマン	○ 3	3.0
なす	○ 1	1.0
その他のなす科野菜 ⁹	○ 2	2.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 0.7	1.0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.5	1.0
すいか	● 0.05	1.0
メロン類果実	● 0.05	1.0
まくわうり	●	1.0
その他のうり科野菜 ³	● 1	2.0
たけのこ	●	3.0
未成熟えんどう	●	2.0
未成熟いんげん	●	2.0

ピリダベン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
えだまめ	○ 2	2.0
その他の野菜 ²	●	3.0
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	● 1	2.0
レモン	● 1	2.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	● 1	2.0
グレープフルーツ	● 1	2.0
ライム	● 1	2.0
その他のかんきつ類果実 ¹⁰	● 1	2.0
りんご	● 1	2.0
日本なし	● 1	2.0
西洋なし	● 1	2.0
マルメロ	●	2.0
びわ	● 0.3	2.0
もも	● 0.3	2.0
ネクタリン	○ 2	2.0
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2.0
すもも(ブルーンを含む。)	● 0.7	2.0
うめ	●	2.0
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.7	2.0
いちご	○ 2	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	● 0.5	2.0
ハuckleベリー	●	2.0
その他のベリー類果実 ²⁰	●	2.0
ぶどう	● 1	2.0
かき	● 0.5	2.0
バナナ	● 0.5	1.0
キウイ	● 0.1	1.0
パパイヤ	●	1.0
アボカド	●	1.0
パイナップル	●	1.0
グアバ	● 0.2	1.0
マンゴー	● 0.7	1.0
パッションフルーツ	●	1.0
なつめやし	●	1.0
その他の果実 ¹¹	○ 2	2.0
ひまわりの種子	●	1.0
ごまの種子	●	1.0
べにばなの種子	●	1.0
綿実	●	1.0

ピリダベン(つつき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なたね	●	1.0
その他のオイルシード ²³	●	1.0
ぎんなん	●	1.0
くり	● 0.05	1.0
ペカン	● 0.05	1.0
アーモンド	● 0.05	1.0
くるみ	● 0.05	1.0
その他のナッツ類 ¹²	● 0.05	1.0
茶	○ 10	10
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス ⁴	○ 10	3
その他のハーブ ⁵	● 0.7	3
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ²¹	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01

○:平成25年3月12日施行

●:平成25年9月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年8月11日付け厚生労働省発食安0811第10号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月7日府食第557号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">34.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">61.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">29.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">31.4</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	34.6	幼小児（1～6歳）	61.2	妊婦	29.4	高齢者（65歳以上）	31.4
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	34.6											
幼小児（1～6歳）	61.2											
妊婦	29.4											
高齢者（65歳以上）	31.4											
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ピリダリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値 ²
	ppm	ppm
大豆	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
ぶどうの皮(やっばしりを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
だいこん類(ブダイダシユを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ブダイダシユを含む。)	○ 5	5
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.2	0.2
チンゲンサイ	○ 15	15
ブロッコリー	○ 2	2
レタス(サラダ菜及びらしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜 ³	○ 5	5
ぬきりーきを含む。)	○ 5	5
アスパラガス	○ 3	3
トマト	○ 5	5
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ³	○ 5	5
きゅうり(カーボンを含む。)	○ 0.5	0.5
ズボン類実	○ 0.05	0.05
未成熟大豆	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ⁴	○ 5	5
いちご	○ 5	5
その他のベリー ⁵	○ 30	30
魚介類	○ 0.2	

○:平成24年11月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第11号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月7日府食第556号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議（カカオ豆の検査部位変更について） 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>68.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>32.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	34.4	幼小児（1～6歳）	68.3	妊婦	29.5	高齢者（65歳以上）	32.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	34.4										
幼小児（1～6歳）	68.3										
妊婦	29.5										
高齢者（65歳以上）	32.2										
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

メタラキシル及びメフェノキサム(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 ²⁾ (改正前)
菜(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ¹⁾	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ²⁾	○ 0.2	0.2
まんじゅう	○ 0.2	0.2
ちゅうがせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ²⁾	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
やまいも(里いもをいう。)	○ 0.4	
こんにやくいも	○ 0.3	0.3
てんぷら	○ 0.05	0.05
さといも	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 0.3	0.3
西洋わさび	○ 0.2	0.2
はくさい	○ 0.3	0.3
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.2	0.2
きまつな	○ 1	1
きよな	○ 2	2
ブタンセンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.5	0.5
その他のあぶらな科野菜 ¹⁾	○ 0.7	0.7
しゅんぎく	○ 4	
レタス(サラダ菜及びちりしやを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜 ¹⁾	○ 4	
たまねぎ	○ 2	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.2	0.2
にんにく	○ 0.5	0.5
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.2	0.2
その他のゆり科野菜 ¹⁾	○ 0.3	0.3

メタラキシル及びメフェノキサム(つづき)

農薬名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 ¹⁾ (改正前) ppm
にんじん	0.4	0.05
パセリ	2	2
セロリ	4	
みつば	2	2
その他の伞形科野菜 ²⁾	1	1
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜 ²⁾	1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1
かぼちや(スカシユを含む。)	0.2	0.2
すいか	0.2	0.2
メロン(甜瓜)	0.7	0.7
ほろねんそう	2	2
オクラ	1	1
しょうが	1	1
未成熟えんどう	0.2	0.2
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.2	0.2
その他の野菜 ¹⁾	3	3
みかん	0.2	0.2
レモン	0.7	0.7
オレンジ(座-ブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実 ²⁾	0.7	0.7
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ	0.2	0.2
なし	0.2	0.2
キタタリシ	0.2	0.2
あんず(アフリコットを含む。)	0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2
おたけ(チェリーを含む。)	0.2	0.2
いちご	7	7
ラズベリー	0.2	0.2
ブラックベリー	0.2	0.2
ブルーベリー	2	2
その他のベリー類果実 ¹⁾	0.2	0.2

メタラキシル及びメフェノキサム(つばき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
ぶどう	○ 1	1
アボカド	○ 0.2	0.2
パッションフルーツ	○ 0.2	0.2
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
蕎麦	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.4	0.4
くるみ	○ 0.4	0.4
カカオ豆(外皮を含む。)	○ 0.2	0.2
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス(種子を除く。) ²	○ 5	5
その他のハーブ ³	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁴ の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.3
豚の腎臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.3
牛の食用部分 ⁵	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ⁶ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家禽の脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.06	0.06
その他の家禽の肝臓	○ 0.06	0.06
鶏の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の家禽の腎臓	○ 0.2	0.2
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家禽の食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.01	0.01
魚介類	○ 0.1	
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○ 5	5
トウガラシ(乾燥させたもの)	○ 10	

○:平成28年11月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルドキシカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アルドキシカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.00036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年7月14日府食第582号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定（アルジカルブ及びアルドキシカルブとして） 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>23.8</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児（1～6歳）	60.8	妊婦	26.2	高齢者（65歳以上）	23.8
	EDI/ADI (%)										
国民平均	28.9										
幼小児（1～6歳）	60.8										
妊婦	26.2										
高齢者（65歳以上）	23.8										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

（継続 2 3 上）

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルジカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アルジカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年7月21日府食第581号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定（アルジカルブ及びアルドキシカルブとして） 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>23.8</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児（1～6歳）	60.8	妊婦	26.2	高齢者（65歳以上）	23.8
	EDI/ADI (%)										
国民平均	28.9										
幼小児（1～6歳）	60.8										
妊婦	26.2										
高齢者（65歳以上）	23.8										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

アルコール及びアルドキシカルブ(食品類)

食品名	残留基準値 ¹	アルコール	アルドキシカルブ
	(改正後) ppm	(改正前) ppm	(改正前) ppm
茶(玄米をいう。)	●	0.02	
小麦	● 0.02	0.02	0.02
大麦	● 0.02	0.02	
ライ麦	●	0.02	
とうもろこし	● 0.05	0.05	
そば	●	0.02	
その他の穀類 ²	● 0.1	0.20	
大豆	● 0.02	0.02	
小豆類 ³	● 0.1	0.10	
えんどう	●	0.05	
から豆	● 0.1	0.1	
らっせいせい	● 0.02	0.05	
その他の豆類 ⁴	● 0.1	0.1	
ほたけしよ	●	0.50	
さけも類(やつかしらを含む。)	●	0.05	
さけしよ	●	0.10	
やまいも(まいもをいう。)	●	0.05	
こんにやくいも	●	0.05	
その他のいも類 ⁵	●	0.05	
てんさい	● 0.05	0.05	
水びんび	○ 0.1	0.02	
だいてん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05	
だいてん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05	
かぶ類の葉	●	0.05	
かぶ類の葉	●	0.05	
西かぶら	●	0.05	
クレソン	●	0.05	
はくさい	●	0.05	
キャベツ	●	0.05	
芽キャベツ	● 0.1	0.1	
ケール	●	0.05	
こまつな	●	0.05	
きょうな	●	0.05	
チンゲンサイ	●	0.05	
カリフラワー	●	0.2	
ブロッコリー	●	0.05	
その他のあぶらな科野菜 ⁶	●	0.05	
ごぼう	●	0.05	
サルシファー	●	0.05	
アーティチョーク	●	0.05	
アコリ	●	0.05	
エンダイブ	●	0.05	
しゅんぎく	●	0.05	
レタス(チラダ菜及びパレシヤを含む。)	●	0.05	
その他のきく科野菜 ⁷	●	0.05	
たまねぎ	●	0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05	

アルジカルブ及びアルドキシカルブ(ついで)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	アルジカルブ 残留基準値 (改正前) ppm	アルドキシカルブ 残留基準値 (改正前) ppm
にんにく	●	0.05	
にら	●	0.05	
アスパラガス	●	0.05	
わけぎ	●	0.05	
その他のゆり科野菜 ²⁾	●	0.05	
にんにん	●	0.1	
パースニップ	●	0.1	
アセリ	●	0.05	
セロリ	●	0.05	
海づぼ	●	0.05	
その他のせり科野菜 ³⁾	●	0.05	
トマト	●	0.05	
ピーマン	●	0.05	
なす	●	0.05	
その他のなす科野菜 ⁴⁾	●	0.05	
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05	
かぼちゃ(スカンチュを含む。)	●	0.05	
ししつり	●	0.05	
すいか	●	0.05	
メロン類実果	●	0.05	
ぼくわり	●	0.05	
その他のうり科野菜 ⁵⁾	●	0.05	
ほうろんそう	●	0.05	
たけのこ	●	0.05	
オクラ	●	0.05	
しょうが	●	0.05	
天竺麩えんどう	●	0.05	
天竺麩いんげん	●	0.05	
まだまめ	●	0.05	
マッシュルーム	●	0.05	
しいたけ	●	0.05	
その他のきのこ類 ⁶⁾	●	0.05	
その他の野菜 ⁷⁾	●	0.1	
みかん	●	0.2	
なつみかんの実果全体	● 0.2	0.2	
レモン	● 0.2	0.30	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.30	
グレープフルーツ	● 0.2	0.30	
ライム	● 0.2	0.30	
その他のかんきつ類実果 ⁸⁾	● 0.2	0.2	
かんこ	●	0.05	
日本なし	●	0.05	
西洋なし	●	0.05	
マルプロ	●	0.05	
びわ	●	0.05	
もも	●	0.05	
洋ナシリン	●	0.05	
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05	
すもも(ブルーインを含む。)	●	0.05	

アルジカルブ及びアルドキシカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹⁾	アルジカルブ	アルドキシカルブ
	(改正後)	(改正前)	(改正前)
	ppm	ppm	ppm
つめ	●	0.05	
おろし(チェリーを含む。)	●	0.05	
いちご	●	0.20	
ラズベリー	●	0.05	
ブラックベリー	●	0.05	
ブルーベリー	●	0.05	
クランベリー	●	0.05	
ラックルベリー	●	0.05	
その他のベリー-覆果類 ²⁾	●	0.05	
ぶどう	●	0.05	
かき	●	0.05	
バナナ	●	0.50	
キウイ	●	0.05	
アボカド	●	0.05	
パイナップル	●	0.05	
グアバ	●	0.05	
マンゴ	●	0.05	
パッションフルーツ	●	0.05	
なつめやし	●	0.05	
その他の果実 ³⁾	●	0.05	
ひまわりの種子	●	0.05	0.05
ごまの種子	●	0.05	
ペニバン ⁴⁾ の種子	●	0.05	
落実	●	0.1	0.10
なたね	●	0.05	
その他のオイルシード ⁵⁾	●	0.05	
堅い ⁶⁾	●	0.05	
くり	●	0.05	
ペカン	○	1	0.50
アーモンド	●	0.05	
くるみ	●	0.05	
その他のナッツ類 ⁷⁾	●	0.05	
茶	●	0.05	
コーヒー豆	●	0.1	0.10
ホップ	●	0.05	
その他のスパイス ⁸⁾	●	0.2	
その他のハーブ ⁹⁾	●	0.1	
牛の筋肉	●	0.01	0.02
豚の筋肉	●	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁰⁾ の筋肉	●	0.01	
牛の脂肪	●	0.01	0.02
豚の脂肪	●	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.01	
牛の肝臓	●	0.01	0.2
豚の肝臓	●	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.01	
牛の腎臓	●	0.01	0.2
豚の腎臓	●	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.01	

アルジカルブ及びアルドキシカルブ(つづき)

商品名	残留基準値 ¹⁾ (改正前) ppm	アルジカルブ 残留基準値 (改正前) ppm	アルドキシカルブ 残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分 ²⁾	●	0.01	0.2
豚の食用部分	●	0.01	
その他の獣種哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.01	
卵	●	0.01	0.02
鶏の筋肉	●	0.01	0.02
その他の家禽 ³⁾ の筋肉	●	0.01	0.02
鶏の脂肪	●	0.01	0.02
その他の家禽の脂肪	●	0.01	0.02
鶏の肝臓	●	0.01	0.2
その他の家禽の肝臓	●	0.01	0.2
鶏の腎臓	●	0.01	0.2
その他の家禽の腎臓	●	0.01	0.2
鶏の食用部分	●	0.01	0.2
その他の家禽の食用部分	●	0.01	0.2
鶏の卵	●	0.01	0.1
その他の家禽の卵	●	0.01	0.1
らっど ⁴⁾ はい油(食用植物油類の日本農林規格に規定する精製 落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有 すると認められる食用油に限る。)	● 0.01	0.01	
練乳油(食用植物油類の日本農林規格に規定する精製練乳 油、練乳サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認め られる食用油に限る。)	● 0.01	0.01	
ミネラルウォーター類	●	0.01	

● : 平成25年6月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第3号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第603号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">22.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">9.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">13.1</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.3	幼小児（1～6歳）	22.7	妊婦	9.4	高齢者（65歳以上）	13.1
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.3											
幼小児（1～6歳）	22.7											
妊婦	9.4											
高齢者（65歳以上）	13.1											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

シニアフード(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.3	0.3
小豆類 ²	○ 0.1	0.1
ばいりしよ	○ 0.05	0.05
だいこん類(フアイッシュを含む。)の葉	○ 0.05	0.05
だいこん類(フアイッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.3	0.3
かぶ類の葉	○ 20	20
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.7	0.7
ケール	○ 15	15

シアゾファミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹⁾	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
こまつな	○ 15	15
きょうな	○ 10	10
オシロイ	○ 3	3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ²⁾	○ 15	15
レタス(チラダ菜及びびらしゅを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.05	0.05
ねぎ(びーキを含む。)	○ 2	2
わけぎ	○ 5	5
その他のゆかり科野菜 ³⁾	○ 3	3
にんにく	○ 0.05	0.05
みつば	○ 10	10
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁴⁾	○ 2	2
きゅうり(ゴーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.1
しろがり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.05	0.05
ブロンズ葉菜	○ 0.05	0.05
まくわり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ⁵⁾	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 25	25
しょうが	○ 3	3
まだらめ	○ 5	5
その他の野菜 ⁶⁾	○ 10	10
みかん	○ 0.7	0.7
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ⁷⁾	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 10	10
パパイア	○ 0.5	0.5
その他の果実 ⁸⁾	○ 1	1
その他のスパイス ⁹⁾	○ 10	10
その他のハーブ ¹⁰⁾	○ 15	15

○：平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第604号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">26.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">11.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">15.0</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	12.5	幼小児（1～6歳）	26.5	妊婦	11.8	高齢者（65歳以上）	15.0
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	12.5											
幼小児（1～6歳）	26.5											
妊婦	11.8											
高齢者（65歳以上）	15.0											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

シニプロテブフェン(殺虫剤)

農産名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他のきく科野菜 ²⁾	○ 10	
ピーマン	○ 1	
なす	○ 0.7	0.7
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
みかん	○ 0.05	0.05
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
スイム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ³⁾	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(ブレーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとつ(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 3	3
ぶどう	○ 5	5
藍	○ 60	60
その他のスパイス ⁴⁾	○ 15	15

○:平成24年11月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シフルフェナミド											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺菌剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成22年11月10日付け厚生労働省発食安1110第5号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	シフルフェナミドの一日摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年7月21日府食第605号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	34.6	幼小児（1～6歳）	61.2	妊婦	29.4	高齢者（65歳以上）	31.4
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	34.6											
幼小児（1～6歳）	61.2											
妊婦	29.4											
高齢者（65歳以上）	31.4											
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

シフルフェナミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.3	0.3
大麦	○ 0.7	0.7
ライ麦	○ 0.7	0.7
その他の穀類 ²	○ 0.7	0.7
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.3	0.3
その他のなす科野菜 ¹⁵	○ 0.3	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.02	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁶	○ 0.5	0.5
りんご	○ 0.7	0.7
もも	○ 0.05	0.05
すもも(ブルーベリーを含む。)	○ 0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ぶどう	○ 0.5	
かき	○ 0.5	0.5

○:平成24年11月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピロテトラマト															
評価品目の分類	農薬															
用途	殺虫剤															
評価要請機関	厚生労働省															
評価結果通知先	厚生労働省															
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第4号															
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号															
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価															
評価目的の具体的内容	-															
評価結果の概要	スピロテトラマトの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年8月11日府食第671号）															
関係行政機関における施策の実施状況																
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申															
リスク管理措置の実施に時間を要している理由																
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.2</td> </tr> </tbody> </table>					TMDI/ADI (%)	国民平均	20.1	幼小児（1～6歳）	39.0	妊婦	15.4	高齢者（65歳以上）	20.2
	TMDI/ADI (%)															
国民平均	20.1															
幼小児（1～6歳）	39.0															
妊婦	15.4															
高齢者（65歳以上）	20.2															
	とされている。															
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請															
その他特記事項																
a. ポジティブリスト関連																

b. 新規登録、適用拡大等	○ (新規登録)
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (インポートトレランス)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

スピロネトラクト(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 ¹⁾ (改正前) ppm
大豆	○ 5	
小豆類 ²⁾	○ 3	
まんだら	○ 3	
その他の豆類 ³⁾	○ 3	
ばれいしょ	○ 1	0.8
さつまいも類(やっほいしよを含む。)	○ 0.6	0.6
かんしょ	○ 0.6	0.6
やいも(黒いもやいら。)	○ 0.6	0.6
その他のいも類 ⁴⁾	○ 0.6	0.6
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 7	7
かぶ類の葉	○ 7	7
クレソン	○ 7	7
はくさい	○ 7	7
キャベツ	○ 2	0.3
芽キャベツ	○ 1	1
ケール	○ 7	7
にまつな	○ 7	7
きょうな	○ 7	7
オランダサイ	○ 7	7
カリフラワー	○ 1	1
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁵⁾	○ 7	7
アホり	○ 7	7
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぼく	○ 7	7
レタス(サラダ菜及びちしよを含む。)	○ 7	3
その他のきく科野菜 ⁶⁾	○ 7	7
たまねぎ	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
その他のせり科野菜 ⁷⁾	○ 5	5
トマト	○ 3	1
ピーマン	○ 10	1
なす	○ 2	1
その他のなす科野菜 ⁸⁾	○ 10	7
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	0.2
しろり	○ 0.2	0.2
すいか	○ 0.1	0.03
メロン類果実	○ 0.1	0.03
まくわり	○ 0.03	0.03
その他のうり科野菜 ⁹⁾	○ 7	7
ほろあしそら	○ 7	7
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.6	0.6
未成熟えんどう	○ 3	
未成熟いんげん	○ 3	
まだらめ	○ 3	

スピロテトナート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
その他の野菜 ¹⁾	○ 7	7
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実 ²⁾	○ 1	1
りんご	○ 0.7	0.7
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.7	0.7
UPに	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 3	3
あんず(アブリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 3	3
いちじく	○ 3	3
おくら(チェリーを含む。)	○ 3	3
いちご	○ 10	
ぶどう	○ 2	2
パルスイヤ	○ 3	
アボカド	○ 0.6	
グアバ	○ 3	
マンゴー	○ 0.3	0.3
パッションフルーツ	○ 3	
その他の果実 ³⁾	○ 13	1
雑草	○ 1	1
ごんなん	○ 0.5	0.5
くり	○ 0.5	0.5
ペカン	○ 0.5	0.5
アーモンド	○ 0.5	0.5
くるみ	○ 0.5	0.5
その他のナッツ類 ⁴⁾	○ 0.5	0.5
ホップ	○ 15	15
その他のハーブ ⁵⁾	○ 7	7
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ⁶⁾	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02

スピロテトナート(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
ポテトフレーク	○ 1.6	1.6
とうもろこし(乾燥させたもの)	○ 15	15
すもも(乾燥させたもの)	○ 5	5
干しぶどう	○ 4	4

○：平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マイクロブタニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>マイクロブタニルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年8月11日府食第670号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	<p>平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>67.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>36.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>とされている。</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	33.6	幼小児（1～6歳）	67.3	妊婦	29.3	高齢者（65歳以上）	36.3
	EDI/ADI (%)										
国民平均	33.6										
幼小児（1～6歳）	67.3										
妊婦	29.3										
高齢者（65歳以上）	36.3										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ミクロブタニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.3	0.3
大麦	○ 0.5	0.5
大豆	○ 0.3	0.3
はくさい	○ 1	1
チンゲンサイ	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁶	○ 1	1
ごぼう	○ 1	1
サルシフィー	○ 1	1
アーティチョーク	○ 1	1
チコリ	○ 1	1
エンダイブ	○ 1	1
しゅんぎく	○ 1	1
レタス(サラダ菜及びちしゅを含む。)	○ 9	9
その他のさく科野菜 ⁷	○ 1	1

マイクロブタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 1	1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	1
にんにく	○ 1	1
にら	○ 1	1
アスパラガス	○ 1	1
わけぎ	○ 1	1
その他のゆり科野菜 ¹⁾	○ 1	1
にんじん	○ 1	1
パースニップ	○ 1	1
パセリ	○ 9	9
みつば	○ 1	1
その他のせり科野菜 ²⁾	○ 1	1
トマト	○ 2	1
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹⁾	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 1	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	1
その他のうり科野菜 ¹⁾	○ 1	1
ほうれんそう	○ 1	1
たけのこ	○ 1	1
オクラ	○ 1	1
未成熟えんどう	○ 1	1
未成熟いんげん	○ 1	1
えだまめ	○ 1	1
その他の野菜 ²⁾	○ 1	1
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 1	1
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.5	0.2
うめ	○ 2	2
おめとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 1	1
ブラックベリー	○ 1	1
ブルーベリー	○ 1	1
クランベリー	○ 1	1
ハuckleベリー	○ 1	1
その他のベリー類果実 ¹⁾	○ 0.5	0.5

ミクロブタニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 1	1
バナナ	○ 2	2
キウイ	○ 1	1
パルスイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 1	1
パイナップル	○ 1	1
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 1	1
その他の果実 ²⁾	○ 1	1
納豆	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
茶	○ 20	20
ホップ	○ 10	10
その他のハーブ ³⁾	○ 1	1
牛の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁾ の筋肉	○ 0.03	0.03
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.4	0.4
豚の肝臓	○ 0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.4
牛の腎臓	○ 0.07	0.07
豚の腎臓	○ 0.07	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.07	0.07
牛の食用部分 ²⁾	○ 0.4	0.4
豚の食用部分	○ 0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.4
乳	○ 0.09	0.09
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ²⁾ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家禽の脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家禽の食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.01	0.01

○：平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	F	E	B			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305006号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年8月25日府食第693号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年7月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月20日～平成24年12月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議。 平成25年3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタクロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ブタクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年8月25日府食第694号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	7.0	幼小児（1～6歳）	11.6	妊婦	5.9	高齢者（65歳以上）	7.0
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	7.0										
幼小児（1～6歳）	11.6										
妊婦	5.9										
高齢者（65歳以上）	7.0										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準値設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

ブタクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいっ)	○ 0.1	0.1
魚介類	○ 0.2	

○ : 平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェナピル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロルフェナピルの一日摂取許容量（ADI）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第725号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>42.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	23.4	幼小児（1～6歳）	42.9	妊婦	17.8	高齢者（65歳以上）	25.1
	EDI/ADI (%)										
国民平均	23.4										
幼小児（1～6歳）	42.9										
妊婦	17.8										
高齢者（65歳以上）	25.1										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

クロルフェナピル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類 ²⁾	○ 0.05	0.05
さといも類(やっがしらを含む。)	○ 0.03	0.03
かかしよ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 15	15
はくさい	○ 2	0.5
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 10	10

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
こまつな	○ 5	5
きよな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 1	1
ブロッコリー	○ 3	1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁹	○ 10	10
しゅんぎく	○ 20	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のさく科野菜 ¹⁸	○ 20	20
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 0.5	0.5
その他のゆり科野菜 ¹⁷	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 0.2	
セロリ	○ 3	3
みつば	○ 3	3
その他のせり科野菜 ¹⁶	○ 2	2
トマト	○ 1	1.0
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹⁹	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろり	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 1	1
ほうれんそう	○ 3	
オクラ	○ 0.7	0.7
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 2	2
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 5	
その他の野菜 ¹²	○ 5	2
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ³	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹⁾ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.5
うめ	○ 2	
ぶどう(ブドウ(ブドウ)を含む。)	○ 1	1
いちご	○ 5	5
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
バナナ	○ 2	2
キウイ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実 ²⁾	○ 2	2
蕎麦	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
その他のスパイス ³⁾	○ 10	10
その他のハーブ ³⁾	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴⁾ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁵⁾	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ¹⁶⁾ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家禽の脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家禽の食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.01	0.01

○:平成25年2月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.029mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第726号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成25年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成25年2月1日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.7</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	20.5	幼小児（1～6歳）	39.8	妊婦	19.4	高齢者（65歳以上）	20.7
	EDI/ADI (%)										
国民平均	20.5										
幼小児（1～6歳）	39.8										
妊婦	19.4										
高齢者（65歳以上）	20.7										
施策の実効性確保措置	平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

テブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 2	2
大麦	○ 3	3
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.2	0.2
大豆	○ 0.1	0.1
えんどう	○ 0.2	0.2
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ³	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.1	
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.1	0.1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.3	0.3

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーティチョーク	○ 0.5	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゅを含む。)	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にんにく	○ 0.1	0.1
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 2	2
にんじん	○ 0.6	0.6
セロリ	○ 0.3	0.3
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁹	○ 5	5.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜 ¹²	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ³	○ 5	5
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 3	0.5
おとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	0.7
バナナ	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 1	1
その他の果実 ²	○ 2	
ひまわりの種子	○ 0.2	0.2
粟実	○ 1	1
なたね	○ 0.5	0.05
茶	○ 50	25
コーヒー豆	○ 0.2	0.2

テブコナノール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
ホップ	○ 30	30
その他のスパイス ²	○ 0.5	0.5
その他のハーブ ³	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁴ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ⁵	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家禽 ⁶ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家禽の脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家禽の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家禽の卵	○ 0.05	0.05
とうもろこし(乾燥させたもの)	○ 5	
干しぶどう	○ 12	3
コーヒー豆(焙煎したもの)	○ 0.5	

○:平成25年2月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド											
評価品目の分類	農薬											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第4号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第727号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>47.3</td> </tr> </tbody> </table> とされている。			TMDI/ADI (%)	国民平均	43.8	幼小児（1～6歳）	78.1	妊婦	34.7	高齢者（65歳以上）	47.3
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	43.8											
幼小児（1～6歳）	78.1											
妊婦	34.7											
高齢者（65歳以上）	47.3											
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												
a. ポジティブリスト関連												

b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

メトキシフェンジド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前)
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.5	0.3
小豆類 ²	○ 5	4.0
そら豆	○ 0.5	
らっかせい	○ 0.02	
その他の豆類 ³	○ 0.5	
かんしょ	○ 0.05	
てんさい	○ 0.3	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁴ の根	○ 0.4	
だいこん類(ラディッシュを含む。) ⁴ の葉	○ 10	
かぶ類の葉	○ 30	30
クレソン	○ 30	30
はくさい	○ 7	7.0
キャベツ	○ 7	7
芽キャベツ	○ 7	7.0
ケール	○ 30	30
こまつな	○ 30	30
きょうな	○ 30	30
チンゲンサイ	○ 30	30
カリフラワー	○ 7	7.0
ブロッコリー	○ 5	5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 30	30
アーティチョーク	○ 3	3.0
チョコレート	○ 30	30
エンダイブ	○ 30	30
しゅんぎく	○ 30	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) ⁶	○ 30	30
その他のきく科野菜 ⁷	○ 30	30
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
にんじん	○ 0.5	
パセリ	○ 30	30
セロリ	○ 15	15
その他のせり科野菜 ⁸	○ 30	30
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろがり	○ 0.3	0.3
ずいゆ	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.3	0.3
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 0.3	0.3
ほうれんそう	○ 30	30
オクラ	○ 2	2.0
未成熟えんどう	○ 0.3	
未成熟いんげん	○ 2	

外キシフェンジド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の野菜 ¹²	○ 30	30
なつみかんの果実全体	○ 0.7	
レモン	○ 0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	
グレープフルーツ	○ 0.7	
ライム	○ 0.7	
その他のかんきつ類果実 ¹⁴	○ 0.7	
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	○ 2	2
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おとどう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ブルーベリー	○ 4	
クランベリー	○ 0.7	0.7
ハuckleベリー	○ 4	
ぶどう	○ 1	1
キウイ	○ 0.5	0.5
パイナップル	○ 1	
アボカド	○ 0.7	
その他の果実 ¹⁶	○ 0.1	0.1
雑実	○ 7	7
ざんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁸	○ 0.1	0.1
茶	○ 20	20
その他のスパイス ¹⁹	○ 30	30
その他のハーブ ²⁰	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.1	0.02
豚の筋肉	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²¹ の筋肉	○ 0.1	0.02
牛の脂肪	○ 0.2	0.05
豚の脂肪	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.02
豚の肝臓	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.02
牛の腎臓	○ 0.1	0.02
豚の腎臓	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.02

トキシフェノイド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の食用部分 ²	○ 0.1	0.02
豚の食用部分	○ 0.1	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.02
乳	○ 0.05	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ³ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家禽の脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家禽の腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家禽の食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家禽の卵	○ 0.01	0.01
すもも(乾燥させたもの)	○ 2	2
干しぼどう	○ 3	3
らっかせい油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製 落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有 すると認められる食用油に限る。)	○ 0.1	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 20	

○：平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-ナフタレン酢酸										
評価品目の分類	農薬										
用途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（ADI）を0.15mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年9月8日府食第724号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成24年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月13日～3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.8	幼小児（1～6歳）	2.3	妊婦	0.8	高齢者（65歳以上）	0.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.8										
幼小児（1～6歳）	2.3										
妊婦	0.8										
高齢者（65歳以上）	0.8										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											

b. 新規登録、適用拡大等	<input type="radio"/> (適用拡大)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 3 上)

1-ナフタレン酢酸(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹⁾	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
メロン類果実	<input type="radio"/> 0.2	0.2
みかん	<input type="radio"/> 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	<input type="radio"/> 5	
レモン	<input type="radio"/> 5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	<input type="radio"/> 5	0.1
グレープフルーツ	<input type="radio"/> 5	
ライム	<input type="radio"/> 5	
その他のかんきつ類果実 ¹⁴⁾	<input type="radio"/> 5	0.1
りんご	<input type="radio"/> 0.5	0.5
日本なし	<input type="radio"/> 0.3	0.3
西洋なし	<input type="radio"/> 0.3	0.3
マルメロ	<input type="radio"/> 0.3	0.3
おひたし(チェリーを含む。)	<input type="radio"/> 0.1	0.1
その他の果実 ¹⁵⁾	<input type="radio"/> 0.1	0.1
その他のスパイス ¹⁶⁾	<input type="radio"/> 20	20

: 平成24年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	C	C	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンフルラリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325015号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月14日府食第806号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月3日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.2	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.1										
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知										

	し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

ベンフルグリル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
らっかせい	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	○ 0.05	0.05

○：平成24年12月28日施行
●：平成26年6月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F	F	F	F		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年11月4日府食第845号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	厚生労働省において食品規格（残留基準）が設定され次第、当該基準値との整合性を確認後、飼料中の暫定基準値の見直しについて農業資材審議会で審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	現在、厚生労働省において食品の暫定基準改正の作業中。同基準が改正され次第、飼料の残留基準を改正する。
施策の概要等	農業資材審議会における審議、答申の後、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正し、施行する予定。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	C	C	B	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンチオン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェンチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第292号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年10月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>58.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>32.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	29.8	幼小児（1～6歳）	58.6	妊婦	23.8	高齢者（65歳以上）	32.5
	EDI/ADI (%)										
国民平均	29.8										
幼小児（1～6歳）	58.6										
妊婦	23.8										
高齢者（65歳以上）	32.5										
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○ (魚介類基準設定)
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

フェンチオン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.05
とうもろこし	●	5
大豆	○ 0.05	0.02
小豆類 ³	○ 0.1	0.02
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.1	0.02
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.2	0.02
さとうきび	○ 0.3	0.02

フェンチオン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	●	5
ピーマン	●	5
なす	●	5
その他のなす科野菜 ¹⁵	●	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	3
しろりり	●	3
すいか	●	3
メロン類果実	●	3
まくわり	●	3
その他のうり科野菜 ¹⁶	●	3
オクラ	●	5
マッシュルーム	●	5
しいたけ	●	5
その他のきのこ類 ¹⁷	●	5
みかん	●	2
なつみかんの果実全体	○	2
レモン	○	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	2
グレープフルーツ	○	2
ライム	○	2
その他のかんきつ類果実 ¹¹	○	2
りんご	●	2
日本なし	●	2
西洋なし	●	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも	●	5
ネクタリン	●	1
あんず(アブリコットを含む。)	●	5
すもも(ブルーンを含む。)	●	3
うめ	●	5
おうとう(チェリーを含む。)	○	2
ぶどう	●	2
かき	●	1
バナナ	●	3
キウイ	○	5
パパイヤ	●	5
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	5
グアバ	●	2

フェニチオン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マンゴー	○ 5	5
パッションフルーツ	●	5
その他の果実 ^{1a}	○ 1	1
その他のスパイス ²	●	2
牛の筋肉	●	0.6
豚の筋肉	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁷ の筋肉	●	0.2
牛の脂肪	●	0.1
豚の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.2
牛の肝臓	●	0.6
豚の肝臓	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.2
牛の腎臓	●	0.6
豚の腎臓	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.2
牛の食用部分 ⁸	●	0.6
豚の食用部分	●	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.2
乳	●	0.2
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きん ⁹ の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05
魚介類	○ 0.08	
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	○ 1	1

○:平成24年11月2日施行

●:平成25年5月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E	C	B	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジチアノン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジチアノンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年6月17日府食第474号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成23年10月24日～11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>63.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>21.6</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	23.4	幼児（1～6歳）	63.4	妊婦	19.1	高齢者（65歳以上）	21.6
	EDI/ADI (%)										
国民平均	23.4										
幼児（1～6歳）	63.4										
妊婦	19.1										
高齢者（65歳以上）	21.6										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	○ (適用拡大、インポートトレランス)
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

ジチアノン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ⁷	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	● 0.05	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	● 0.3	0.5
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.5
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜 ¹²	●	0.5
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.5
その他のまく科野菜 ¹⁰	●	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜 ¹³	●	0.5
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜 ¹⁴	●	0.5
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 2	0.3
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁵	○ 2	

ジチアノン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁶	●	0.5
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.1
しょうが ⁵	●	0.1
その他の野菜 ⁴	● 0.2	0.5
みかん	● 0.3	3
なつみかんの果実全体	● 3	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ¹¹	○ 5	5
りんご	● 2	5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 5	5
びわ	○ 5	5
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 5	0.5
あんず(アブリコットを含む。)	●	0.5
すもも(プルーンを含む。)	●	0.5
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	● 0.05	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハuckleベリー	●	0.5
その他のベリー類果実 ¹⁷	●	0.5
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.5

ジチアノン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	2
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実 ^{1B}	● 0.3	0.5
ホップ	○ 100	100
その他のスパイス ²	○ 20	5
その他のハーブ ²	●	0.5

○:平成24年11月2日施行

●:平成25年5月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年7月22日府食第564号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	F	E	C	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノルフルラゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノルフルラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.015mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年9月16日府食第735号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年2月14日～3月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	E	C	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	TCMTB
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	TCMTBの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年9月16日府食第733号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年11月6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年2月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年3月12日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年3月12日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

TCMTB(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
てんさい	●	0.1
その他の野菜 ³	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.06
その他のスパイス ⁴	●	0.1
その他のハーブ ⁵	●	0.1

●:平成25年9月12日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F	B	B	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド																								
評価品目の分類	農薬																								
用途	殺虫剤																								
評価要請機関	農林水産省																								
評価結果通知先	農林水産省																								
評価要請日等	平成21年10月21日付け 21消安第7914号																								
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項																								
評価目的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価																								
評価目的の具体的内容	－																								
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第703号）																								
関係行政機関における施策の実施状況																									
施策の検討経過	平成24年5月11日～6月11日 パブリックコメントの実施 平成24年6月21日～8月21日 SPS 協定に基づく通報 平成24年8月30日～10月9日 厚生労働大臣へ意見聴取 平成24年11月22日 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正。																								
リスク管理措置の実施に時間を要している理由																									
施策の概要等	平成24年11月22日 省令改正公布。公布日より6ヶ月後に施行。 （施策の概要） 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条に基づき、省令で定める飼料の成分規格を改正し、残留基準を設定。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前(ppm)</th> <th>改正後(ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大麦</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>小麦</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>とうもろこし</td> <td>0.1</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>ライ麦</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>えん麦</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>マイロ</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>牧草</td> <td>6</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> 【リスク評価結果との関係】 農業資材審議会飼料分科会において、家畜への飼料の最大給与割合に基づき試算される、飼料に由来する本剤の畜産物中残留濃度と、食品衛生法に基づき定められている畜産物の残留基準の整合性を確認している。		改正前(ppm)	改正後(ppm)	大麦	0.05	0.05	小麦	0.05	0.05	とうもろこし	0.1	0.05	ライ麦	0.05	0.05	えん麦	0.05	0.05	マイロ	0.05	0.05	牧草	6	0.5
	改正前(ppm)	改正後(ppm)																							
大麦	0.05	0.05																							
小麦	0.05	0.05																							
とうもろこし	0.1	0.05																							
ライ麦	0.05	0.05																							
えん麦	0.05	0.05																							
マイロ	0.05	0.05																							
牧草	6	0.5																							
施策の実効性確保措置	平成24年11月22日、省令改正について都道府県、各農政局、関係団体等に通知し、周																								

	知を要請。
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G	G	G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>キザロホップエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月22日府食第1006号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月10日、キザロホップPテフリルを含めた評価を食品安全委員会へ諮問。評価結果通知後、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルとあわせて、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会において審議中のため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準値設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		F	F	C	B	A

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チジアズロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305016号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	チジアズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月3日府食第1133号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.2	幼小児（1～6歳）	2.8	妊婦	1.3	高齢者（65歳以上）	1.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.2										
幼小児（1～6歳）	2.8										
妊婦	1.3										
高齢者（65歳以上）	1.2										
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○ (暫定基準有り)
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

チジアズロン(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
綿実	● 0.3	0.5
牛の筋肉	○ 0.4	0.1
豚の筋肉	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	○ 0.4	0.1
牛の脂肪	○ 0.4	0.2
豚の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.4	0.2
牛の肝臓	● 0.04	0.1
豚の肝臓	● 0.04	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.04	0.1
牛の腎臓	● 0.05	0.1
豚の腎臓	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.05	0.1
牛の食用部分 ⁵	● 0.05	0.1
豚の食用部分	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.1
乳	● 0.02	0.03
鶏の筋肉	●	0.2
その他の家さん ² の筋肉	●	0.2
鶏の脂肪	●	0.2
その他の家さんの脂肪	●	0.2
鶏の肝臓	●	0.2
その他の家さんの肝臓	●	0.2
鶏の腎臓	●	0.2
その他の家さんの腎臓	●	0.2
鶏の食用部分	●	0.2
その他の家さんの食用部分	●	0.2
鶏の卵	●	0.1
その他の家さんの卵	●	0.1

○:平成24年11月2日施行

●:平成25年5月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	D

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ホルメタネート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫/殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸ホルメタネートの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月7日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成24年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議。 平成25年3月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年3月28日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であったが、関係機関からのデータが入手できたため、再審議予定（11月部会）。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			G	G	G	G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
G						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年8月27日府食第825号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月31日現在、農薬として食品安全委員会で評価された後、動物用医薬品としての用途が確認されたことから、動物用医薬品としても評価依頼を行う必要があり、残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、豪州大使館からのデータ入手に時間を要しているため。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	動物用医薬品としての資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				F	E	C

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
C	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン						
評価品目の分類	農薬						
用途	除草剤						
評価要請機関	厚生労働省						
評価結果通知先	厚生労働省						
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項						
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価						
評価目的の具体的内容	－						
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）						
関係行政機関における施策の実施状況							
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年10月24日～平成23年11月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申						
リスク管理措置の実施に時間を要している理由							
施策の概要等	平成24年12月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(推定1日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>77.3</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI (%)	国民平均	16.9	幼小児（1～6歳）	77.3
	EDI/ADI (%)						
国民平均	16.9						
幼小児（1～6歳）	77.3						

		妊婦	20.7
		高齢者（65歳以上）	16.7
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成24年12月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）		
b. 新規登録、適用拡大等			
c. 農作物以外への残留基準設定			
d. 清涼飲料水関係			

(継続20下)

ヘキサジノン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前)
豚の肝臓	○ 4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 4	0.1
牛の腎臓	○ 4	0.1
豚の腎臓	○ 4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 4	0.1
牛の食用部分 ²⁾	○ 4	0.1
豚の食用部分	○ 4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 4	0.1
乳	○ 11	0.08
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家禽 ²⁾ の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家禽の脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家禽の肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家禽の腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家禽の食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家禽の卵	●	0.05

ヘキサジノン(除虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前)
さとうきび	● 0.02	0.1
ブルーベリー	○ 0.2	0.2
パイナップル	● 0.2	0.8
牛の筋肉	○ 0.5	0.1
豚の筋肉	○ 0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁾ の筋肉	○ 0.5	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 4	0.1

○：平成24年12月28日施行
●：平成25年6月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				F	F	C

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
B	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロンメチル					
評価品目の分類	農薬					
用途	除草剤					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項					
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	-					
評価結果の概要	<p>プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月26日府食第280号）</p>					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	<p>平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申</p>					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	<p>平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	0.0
	TMDI/ADI (%)					
国民平均	0.0					

	<table border="1"> <tr> <td>幼児（1～6歳）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	幼児（1～6歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
幼児（1～6歳）	0.0						
妊婦	0.0						
高齢者（65歳以上）	0.0						
	とされている。						
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請						
その他特記事項							
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）						
b. 新規登録、適用拡大等							
c. 農作物以外への残留基準設定							
d. 清涼飲料水関係							

(継続20下)

プリミスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	● 0.02	0.06
牛の筋肉	●	0.1
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	●	0.1
牛の脂肪	●	0.1
豚の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.1
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分 ²	●	0.1
豚の食用部分	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	●	0.02
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家きん ³ の筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1
鶏の卵	●	0.1
その他の家きんの卵	●	0.1

●:平成25年5月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成25年3月31日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
C	B	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシ						
評価品目の分類	農薬						
用途	殺菌剤						
評価要請機関	厚生労働省						
評価結果通知先	厚生労働省						
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項						
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価						
評価目的の具体的内容	—						
評価結果の概要	カルボキシシの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年9月25日府食第1018号)						
関係行政機関における施策の実施状況							
施策の検討経過	平成23年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年1月30日～3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成24年9月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申						
リスク管理措置の実施に時間を要している理由							
施策の概要等	平成24年11月2日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	11.2	幼小児（1～6歳）	29.1
	TMDI/ADI (%)						
国民平均	11.2						
幼小児（1～6歳）	29.1						

		妊婦	11.2
		高齢者（65歳以上）	8.9
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成24年11月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）		
b. 新規登録、適用拡大等			
c. 農作物以外への残留基準設定			
d. 清涼飲料水関係			

(継続20上)

カルボキシシン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.2
小麦	○ 0.2	0.2
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	○ 0.2	0.2
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	○ 0.2	0.2
大豆	●	0.2
小豆類 ³	○ 0.2	0.2
らっかせい	○ 0.2	0.2
たまねぎ	○ 0.2	0.2
未成熟いんげん	○ 0.2	0.2
えだまめ	○ 0.2	0.2
その他の野菜 ⁴	○ 0.2	0.2
べにはなの種子	○ 0.2	0.2
綿実	○ 0.2	0.2
なたね	○ 0.03	0.03
その他のスパイス ⁵	●	0.2
その他のハーブ ⁶	●	0.2
牛の筋肉	● 0.05	0.1
豚の筋肉	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁷ の筋肉	● 0.05	0.1
牛の脂肪	● 0.05	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.05	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分 ⁸	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.05	0.01
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家きん ⁹ の筋肉	●	0.1

カルボキシシシ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01

○:平成24年11月2日施行

●:平成25年5月2日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F	F	E	C	C		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一日摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年8月20日～平成24年10月5日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁協議。 平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料について関係機関からのデータ入手に時間を要していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体的見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続18下)